

シルバー人材センターを利用される発注者の皆様へ

フリーランス法の施行に伴い

令和7年4月1日より

シルバー人材センターの契約方法を見直します

シルバー人材センターでは発注者の皆様からの請負委任契約について、フリーランス法の趣旨に則り、令和7年4月1日より新しい契約方式に移行することとなりました。

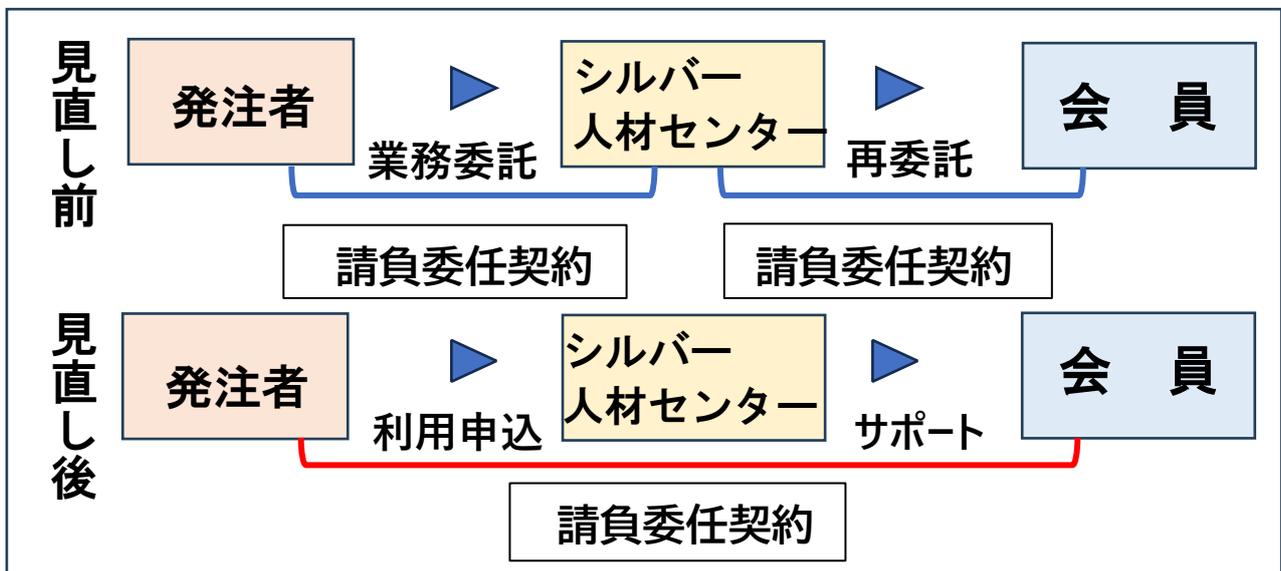
▶フリーランス法とは何ですか？

「フリーランス法」(正式名称「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」令和6年11月1日施行)は、フリーランスとして働く人々が安心して仕事ができる環境を整えるために制定されました。フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引を適正化し、就業環境を整備することを目的としています。

請負委任契約で働いているシルバー人材センターの会員もフリーランスに位置づけされます。

◎なぜ契約方法の見直しが必要なのですか？

現行の契約方式では、シルバー人材センターは発注者から仕事の依頼を受け、会員に再委託する形を取っており、発注者と会員間に直接関係が生じる構造になっていません。このため、フリーランスである会員が、法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があり、厚生労働省からも出来る限り速やかに契約方法を見直すよう、方針が示されています。



◎新しい契約関係はどう変わりますか？

新たな方法では、発注者はセンター利用規約と会員業務就業規約に同意の上、センターと利用契約を結びます。センターは利用契約をもとに「会員業務仕様書」を作成し、会員に就業条件を明示します。会員が業務仕様書に同意することで、発注者と会員の間に請負委任契約関係(直接の関係)が生じます。これにより、発注者・センター・会員間の包括契約関係が成立します。

## 契約方法の見直しによる変更点

現行では、発注者はセンターに対し、業務一式を業務委託契約しておりましたが、変更後は以下の①②の内訳で発注することになります。

①センターに対するマッチングや調整等の業務委託（センター利用契約）

②会員業務委託契約（依頼する仕事）

なお、契約方法の見直し後においても、センターはこれまでと変わらないサービスを提供しますので、発注者の皆様は、安心してセンターをご利用くださいますようお願いいたします。

### ◎新しい契約（包括契約）の流れ

発注の準備	<p>手続きは現行と変更ありません。</p> <p>センターは、発注される仕事の内容等をお伺いし、業務仕様等を調整します。</p>
センター利用契約の締結	<p>新たな内容となりますが、事務手続きの流れはこれまでと同じです。</p> <p>なお、変更点として、センターを利用して会員に業務委託することに係る契約内容となり、センターは主に、仕事と就業する会員とのマッチングや総合調整を担うこととなります。</p>
会員への就業条件の明示と業務委託契約の成立	<p>新たな内容となりますが、センターで対応しますので、発注者の作業は発生しません。</p> <p>フリーランス法に基づく就業条件の明示については、センターが業務仕様に基づき、就業条件を記載した「会員業務仕様書」を作成し、マッチングの際に会員に提示します。会員が内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。</p>
業務委託料の請求	<p>新たな内容となりますが、事務手続きの流れはこれまでと同じです。</p> <p>変更点は、センターへの業務委託料と会員への業務委託料と2種類に区分された請求となります。センターがまとめて請求いたしますので、手続きは変わりません。</p>
適格請求書の発行	<p>センター分の業務委託料（事務費等）に係る適格請求書は発行します。</p> <p>会員分の業務委託料（作業料等）に係る適格請求書は発行できません。</p> <p>→これにより、消費税の課税関係が変わります。</p>

「シルバー人材センター利用規約」「会員業務就業規約」をご確認ください。

<p>シルバー人材センター利用規約</p> <p>発注者がセンターを通じて 会員に業務を委託するルール</p> 	<p>会員業務就業規約</p> <p>会員がセンターを通じて 就業するルール</p> 
---	--

## 契約方法の見直しによる 消費税の課税関係が変わります

シルバー人材センターが発注者からいただく料金は、「**会員業務委託料（会員が手にする報酬）**」「**センター業務委託料（事務費）**」の2つで構成されています。このうち、「**会員業務委託料**」については、新たな契約方法では、センターを経由するものの、発注者が会員に対して支払う形となります。

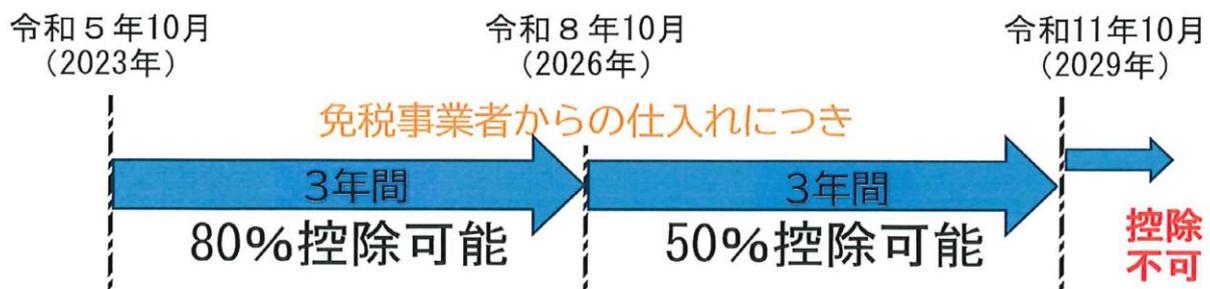
そのため、「**センター業務委託料**」については消費税に係る適格請求書（インボイス）を交付しますが、「**会員業務委託料**」については、交付することができません。この場合、本来であれば会員が「**会員業務委託料**」に係るインボイスを交付する立場になりますが、会員は基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の「**消費税免税事業者**」であるため、**適格請求書（インボイス）を発行することが出来ません**

### 会員業務委託料の消費税相当分が仕入れ控除不可となります

上記の通り、会員業務委託料はインボイスを発行することが出来ませんので、消費税計算時において会員業務委託料の消費税分（概ね10/110）については、仕入税額控除不可となり発注者の消費税納税額の増額となってしまいます（**現在は経過措置が設けられています 下記の通り**）

※皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## インボイス制度の経過措置



※発注者が次のいずれかに該当する場合、見直し後も消費税納税の取り扱いの変更はありません。

①	個人や家庭など事業者でない者	消費税申告納税対象者（納税義務対象外）
②	簡易課税制度を選択している事業者	消費税納税額計算に際してインボイスを必要としないため、これまでと同じ取り扱い
③	官公庁などの一般会計による事業	みなし仕入税額控除が適用され、これまでと同じ取り扱い